

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年2月15日

【会社名】 TOYO TIRE株式会社

【英訳名】 Toyo Tire Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 隆 史

【本店の所在の場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート統括部門管掌 笹 森 建 彦

【最寄りの連絡場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート統括部門管掌 笹 森 建 彦

【縦覧に供する場所】 TOYO TIRE株式会社 東京支店
(東京都千代田区岩本町3丁目1番2号)
TOYO TIRE株式会社 名古屋事務所
(愛知県みよし市打越町生賀山3)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2019年2月15日

(2) 当該事象の内容

2015年12月期において、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない等の事実が判明いたしました。

2018年12月期 第4四半期決算において、状況が進捗し算定可能となったことにより、交換用の免震製品代金や改修工事費用43億33百万円、補償費用等2億58百万円、諸費用6億9百万円（主として、免震ゴム対策統括本部人件費等）を計上した結果、製品補償対策費及び製品補償引当金繰入額を特別損失として計上しております。

(3) 当該事象の個別損益及び連結損益に与える影響

2018年12月期において、特別損失として個別決算で製品補償対策費72億79百万円及び製品補償引当金繰入額102億39百万円、合計175億19百万円、連結決算で製品補償対策費72億89百万円及び製品補償引当金繰入額102億39百万円、合計175億29百万円をそれぞれ計上しております。

以上